

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」の一部改正について

「外国為替及び外国貿易法第25条第1項第1号の規定に基づき許可を要する技術を提供する取引について」（平成4年12月21日付け4貿局第492号）の一部を下記のように改正し、平成16年1月20日から実施する。

記

1の(1)を次のように改める。

(1)許可を受けなければならない取引の範囲

外為法第25条第1項第一号で規定されている許可を受けなければならない取引とは、外国為替令（昭和55年政令第260号。以下「外為令」という。）別表の中欄に掲げる技術（プログラムを含む。以下「特定技術」という。）を同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引（電気通信ネットワーク上のファイルへの記録等、不特定多数の者が制限なく無償で入手可能とするための行為は含まない。）をいう。

1の(2)中「「貨物等省令」という）」の次に「、貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）」を加える。

1の(2)のイ中「変換可能なものであって、有形媒体に記述されたもの」を「変換可能なもの」に改める。

1の(2)のイ中「、プログラム」を削り、「計画」を「設計図」に、「ものをいう」を「もの又はプログラムをいう」に改める。

1の(2)のクを削り、ケをクに、コをケに改める。

1の(2)のサ、シ、ス及びセを削る。

2中「技術提供取引の許可」を「役務取引の許可」に改める。

2の(2)中「貿易関係貿易外取引等に関する省令（平成10年通商産業省令第8号。以下「貿易外省令」という。）」を「貿易外省令」に改める。

2の(5)中「技術提供取引の許可」を「役務取引の許可」に、「「輸出令」を「輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号。以下「輸出令」という。）」に改める。

3を削る。

別紙1の2の項中

省令第15条第2項中のプログラム	省令第15条第2項に規定するプログラムを組み込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り付けることができる工作機械の製造者により省令第1条第十四号に該当しない工作機械を数値制御するために、特別に設計されたもの又は特別に変更されたものを除く。
------------------	--

を
「

貨物等省令第15条第2項中のプログラム	貨物等省令第15条第2項に規定するプログラムを組み込むための数値制御装置又は当該数値制御装置を取り付けることができる工作機械の製造者により貨物等省令第1条第十四号に該当しない工作機械を数値制御するために、特別に設計されたもの又は特別に変更されたものを除く。
---------------------	--

に改める。

別紙 1 の 6 の項中

「

省令第 18 条第 3 項第一号中のプログラム	省令第 5 条第二号から第五号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。
-------------------------	---

」

を

「

貨物等省令第 18 条第 3 項第一号中のプログラム	貨物等省令第 5 条第二号から第五号までのいずれにも該当しない工作機械を数値制御するために特別に設計され、又は変更されたものを除く。
----------------------------	--

」

に改める。

別紙 1 の 8 の項中

「

必要な技術	5 の「必要な技術」の解釈に同じ
-------	------------------

」

の次に

「

貨物等省令第 20 条第 1 項中のプログラム	貨物等省令第 7 条第三号八のみに該当するデジタル電子計算機が実行できる形式のもののうち、輸出令別表第 1 の 1 から 15 までの項の中欄に該当しない貨物のために特別に設計されたプログラムであって、同表の 1 から 15 までの項の中欄に該当するデジタル電子計算機で実行させることを目的としないものを含まない。
-------------------------	---

」

を加え、

「

貨物等省令第 20 条第 2 項第二号中の設計したプログラム	アプリケーションプログラム（応用プログラム）であって、貨物等省令第 7 条に該当する電子計算機で実行するためにはオペレーティングシステムを必要とするものを含まない。
--------------------------------	--

」

を

「

貨物等省令第 20 条第 1 項第七号中の設計したプログラム	アプリケーションプログラム（応用プログラム）であって、貨物等省令第 7 条に該当する電子計算機で実行するためにはオペレーティングシステムを必要とするものを含まない。
--------------------------------	--

」

に改める。

別紙 1 の 15 の項中

「
|

実時間処理	8の「実時間処理」の解釈に同じ
-------	-----------------

」

を
「

実時間処理	電子計算機によるデータ処理であって、外部事象により刺激されたときに、システムの負荷にかかわりなく、保証された応答時間内で要求レベルのサービスを満足することをいう。
-------	---

」

に改める。

別紙2を次のように改める。

別紙2 削除